豊川市監査公表第３０号

地方自治法第１９９条第２項及び第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１０月２７日

豊川市監査委員　井　田　哲　明
同　鈴　木　篤　男
同　木　本　朗　善

別紙

定例監査の結果に関する報告

1　監査の対象部署

財務部　財政課

2　監査の範囲

令和７年４月１日～ 令和８年１０月６日

3　監査の実施期間

令和８年８月１４日～ 令和８年１０月６日

4　監査の方法

監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

⑴　重点項目

ア　高いリスクが想定される財務事務の執行状況とミスを防止する取組について

イ　社会情勢の変化等を踏まえた補助金等の適切な支出について

⑵　一般項目

ア　契約に関する事務について

イ　財産の管理に関する事務について

ウ　補助金・交付金・負担金に関する事務について

エ　公金の取扱に関する事務について

オ　準公金の取扱に関する事務について

カ　組織の管理に関する事務について

キ　人事の管理に関する事務について

ク　庶務に関する事務について

5　監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6　監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

⑴　総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。